

仙台市農業委員会第 13 回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 6 月 28 日（金曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 12 分

2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

3. 出席委員 (17 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	10 番 佐藤 千治	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫
	14 番 鈴木 通	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦
	17 番 松原 菊男	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉

4. 欠席委員 (1 人) 9 番 郷古 雅春

5. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. あっせん会の報告

5. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件

6. 協議

(1) 平成 31 年度農業者年金加入推進活動計画について

7. 報告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届

(4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続）による届出

(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知

(6) 農地法第 5 条の規定による許可の取消に関すること

(7) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理通知書の返戻の件

(8) 売り渡し希望農地一覧表

(9) 第 1 回企画検討チーム会議報告

8. その他

(1) 会長報告

(2) 農業委員会関係出張等の復命

(3) 事務局からの連絡事項

- ①令和元年度農地パトロール（利用状況調査）日程表について
- ②相談等記録票の様式変更について
- ③区域活動票に記入について
- ④全国農業新聞の普及推進について
- ⑤農業委員会委員募集（欠員補充）結果
- ⑥消費税の円滑かつ適正な転嫁のために

6. 農地利用最適化推進委員

阿部 康幸 柴田 祐一

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係主事	羽澤 明子
農地係嘱託	庄子 尚		

8. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 13 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号 9 番郷古雅春委員から、欠席の届けがありました。18 人中 17 人出席です。会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、12 番佐藤とみ委員、13 番品川忠夫委員を指名いたします。	

議 長	<p>議事に入る前に、あっせん会の報告を中野勲あっせん運営委員長からお願いします。</p>
<p>中野勲委員 (あっせん運営 委員長)</p>	<p>6月6日に開催しました、あっせん会の結果を報告します。</p> <p>当日は、1件のあっせんがありました。売渡申出人と買受申出人がそれぞれ出席しました。あっせん委員は、青葉区から佐藤とみ委員と宮城野区から赤間敬委員が出席し調整しました。あっせんの結果、成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお代金の支払い方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。以上で、あっせん会の結果報告を終わります。</p>
議 長	<p>議事に入ります。 (午後1時34分)</p> <p>第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>それでは、調査委員会の報告を19番結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
<p>結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)</p>	<p>第1号議案の調査委員会の結果について報告します。</p> <p>調査委員会を、6月24日に実施いたしました。</p> <p>調査は、4番大泉権吾委員、15番鈴木正年委員と私の3名で行いました。</p> <p>今回の申請は、売買による規模拡大が3件、贈与による農業承継が2件の合計5件です。番号1番から3番までを4番大泉権吾委員から、番号4番と5番を15番鈴木正年委員から報告します。</p>
<p>大泉権吾委員 (4番)</p>	<p>番号1番から3番までを私から報告します。</p> <p>番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。</p> <p>譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機1台、収穫は作業委託にて、家族2人で71アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、6月21日に太田勝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で1.1ヘクタールの農地を稲作主体に耕作しています。隣接する農地を耕作しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。6月6日付で仙台東土地改良区から農委移動確認証明が出ております。</p> <p>なお、6月21日に大友哲農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の判断については、別添調査確認表のと</p>

おり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で1ヘクタールの農地を稲作主体に耕作しています。申請地は、譲受人が平成2年4月から農地法第3条許可で賃貸借の設定により借り受けていたもので、今回売買により取得することから、農地法第18条第6項による合意解約の手続きは不要となります。本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。6月14日付で仙台市泉土地改良区から農地移動確認証明が出ております。なお、6月20日に若生宏明農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

鈴木正年委員
(15番)

番号4番と5番を私から報告します。

番号4番は、贈与により農業承継を図るものです。同世帯の親から子への贈与になります。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で5.1ヘクタールの農地を稲作主体に耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、6月21日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により農業承継を図るものです。同世帯の親から子への贈与になります。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で76アールの農地を稲作主体に耕作しています。本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、6月22日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

以上5件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可
することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許
可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 42 分)

議 長

続きまして、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第 2 号議案の調査結果について報告します。

調査は 3 番赤間敬委員、5 番大里重市委員、6 番加藤和江委員と 13 番品川忠夫委員の 4 名で調査を行いました。

今回の申請は、農業用施設に転用するものが 1 件です。

調査の結果は 13 番品川忠夫委員から報告をします。

品川忠夫委員
(13 番)

申請地は、都市計画区域外の農振農用地区域にありますが、令和元年 5 月 15 日付けで仙台農業振興地域整備計画の用途区分で農業用施設用地に変更されております。(平成 31 年 4 月 26 日開催の農業委員会総会で用途区分の変更が承認された案件です。) 10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、用途区分の変更があったことから、農地区分については、農用地としました。申請は、田 1,214 m²を転用し、農機具・資材倉庫等に 128 m²、洗車場に 64 m²、資材置場に 160 m²、車両置場に 32 m²、通路等に 830 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、残高証明書および金銭借用証書が提出されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 2 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 45 分)

議 長

続きまして、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の

件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第3号議案の調査結果について報告します。

調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員と13番品川忠夫委員の4名で調査を行いました。

今回の申請は、太陽光発電施設に転用するものが5件、資材置場に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件の合計8件です。

番号1番から3番までを3番赤間敬委員から、番号4番と5番を5番大里重市委員から、番号6番を13番品川忠夫委員から、番号7番と8番を6番加藤和江委員から報告します。

赤間 敬委員
(3番)

番号1番から3番までを、私から報告します。番号1番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。転用面積が大きいことから、聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がり無く、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。市街化を誘引する施設が500m以内に2つ以上の公共施設又は公益的施設があり、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、自然エネルギー発電事業の会社が、田7,911㎡と原野542㎡の合計8,453㎡を太陽光発電パネル2,574枚(発電出力650kw)に4,440㎡、資材置場に811㎡、緑地・通路等に3,202㎡を利用するもので、計画面積は適正であると判断しました。また、平成31年4月3日付けで「杜の都の風土を守る仙台市土地利用調整条例」に基づく協定を仙台市と締結しております。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、平成31年4月10日付で、預金残高証明書が提出されております。また、令和元年6月10日付で仙台市泉土地改良区から同意する意見書の交付を受けております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃貸借権の設定です。

申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電システム販売施工業の会社が、田2,052㎡を太陽光発電パネル261枚(発電出力47.2kw)に439㎡、駐車場に200㎡、通路等に1,413㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、平成31年3月12日付で、預金残高証明書が提出されております。賃貸借権の設定期間は、20年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。農地区分のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断しました。申請は、建築土木業の会社が、田1,783㎡を転用し、資材置場に420㎡、駐車場に355㎡、通路等に1,008㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。賃貸借権の設定期間は、10年となっております。資力証明は、令和元年5月31日付で預金残高証明書が提出されております。また、令和元年6月12日付で仙台東土地改良区から同意する意見書の交付を受けております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

大里重市委員
(5番)

番号4番から5番までを、私から報告します。

番号4番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。転用面積が大きいことから、聞き取り調査を実施しました。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が、田3,448㎡を転用し、太陽光発電パネル324枚(発電出力49.5kw)に558㎡、通路等に2,890㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。南側の日当たりが悪く、利用する面積が少なくなっているものですが、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金残高証明書が提出されております。地上権の設定期間は、20年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。番号4番と道路をはさんで隣接するところにあります。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が、畑1,866㎡を転用し、太陽光発電パネル248枚(発電出力44.0kw)に429㎡、通路等に1,437㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。東面が傾斜地であり利用面積が少なくなっておりますが、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金残高証明書が提出されております。地上権の設定期間は、20年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

品川忠夫委員
(13番)

番号6番については、私から報告します。

番号6番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申

請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。所有者が2名で一括して利用するものです。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が、田1,451㎡を転用し、太陽光発電パネル288枚（発電出力49.5kw）に496㎡、通路等に955㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金残高証明書が提出されております。地上権の設定期間は、20年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員
(6番)

番号7番と8番を、私から報告します。

番号7番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請者は、建築業の代表取締役であり、売買取得後に、自社の資材置場として利用するものです。畑367㎡を転用し、資材置場に153㎡、通路等に214㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請者は建設業を営んでおり、駐車場を整備するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑635㎡を転用し、駐車場に256㎡、通路等に379㎡を利用するもので、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、第3号議案、8件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員

3番の農地は調整区域の農振その他で間違いないですか。

(8番)	
事務局	農振台帳で確認しており、その他です。
松原菊男委員 (17番)	1番の太陽光の件は隣接地に老人ホームがあると思いますが、承諾書は取っていますか。
事務局	仙台市土地利用調整条例に基づく協定を既に締結しておりますが、その手続きの中で周辺から意見を聞いたり、説明会の実施や、関係各所から確認を取っているものです。
議長	他に、ご意見等はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議長	それでは、意見等がありませんので採決します。 第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。
	(午後2時04分)
議長	続きまして、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。 調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	第4号議案の調査結果について報告します。 調査は4番大泉権吾委員、15番鈴木正年委員と私の3名で調査を行いました。今回の非農地証明願は、山林と宅地が各1件の計2件です。 番号1番の申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。現在の現況は、山林です。申請理由は、東北自動車道建設時の昭和47年に分筆登記がなされ、道路が寸断され、通作不便等により、それ以降山林となったものです。確認資料である、固定資産税証明書・現地写真・昭和54年11月4日撮影の航空写真等により非農地対象条件②(農地法施行後には、農地であったものが耕作不適・耕作不便等止むを得ない事情により20年以上耕作放棄されたため、自然改廃した土地で農地への復元が困難なもの)に該当し、承認相当と調査しました。 番号2番は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。現在の現況は、宅地です。申請理由は、隣接地に昭和47年に建物を新築以降、宅地として一体利用してきているものです。確認資料である、固定資産税証明書・現地写真・昭和54年11

月 4 日撮影の航空写真等により非農地対象条件③（農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に 20 年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。

以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長

第 4 号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第 4 号議案について、承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認と決定いたします。

(午後 2 時 06 分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項 (1)「平成 31 年度農業者年金加入推進活動計画について」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

平成 31 年度農業者年金加入推進活動計画について、を説明する。

議 長

協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8 番)

年金の地区別加入推進班に JA の職員が入っていますが、支店は了承済みですか。また、JA では、別の確定拠出年金を推進しており、何年か前に農業者年金に加入してもいいと言われた人に支店に行くと案内したら、JA の別な年金に入ってしまった。

事務局

JA も農業者年金を推進することになっており、4 月 26 日に本店の金融部と打ち合わせをして了承をもらっています。皆さんに渡した加入推進対象者リストも支店の担当者が更新していますので協力いただけるものと考えていますが、再度本店を通じて支店職員の協力について確認とお願いをします。なお、推進体制は固定ではなく、場合によっては委員さんだけで行くなど、年金の加入推進については、区域活動の中で対応を考えていただければと思います。

高橋勝彦委員 (16番)	前に新規加入で動いたが、加入申請用紙のない支店があったので、協力してもらえるのであれば、支店に3部くらい用意してほしい。
事務局	申請書の準備等、新規加入者が支店に行ってもよいように本店から各支店に連絡してもらいます。
議 長	他に、ご質問等はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問がないようですので、協議(1)「平成31年度農業者年金加入推進活動計画について」は、承認いたします。 (午後2時25分)
議 長	続きます。報告事項に入ります。まず、農地関連からで、 (1)農地改良工事(現状変更)届出について、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。 調査は、6月24日の調査委員会で行いました。届出は、1件ありました。 田2,557㎡を盛土して畑として利用するものです。面積が1,000㎡を超えていることから聞き取り調査を実施しております。田に盛土し、水はけを良くして、スイカとカボチャを栽培する計画です。隣接する道路と同じ高さに盛土することから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和元年7月3日から令和元年8月31日までの約2ヶ月です。私が、現地を確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。以上が調査報告でございます
議 長	農地改良工事について、報告がありましたが、何か質問等はありませんか。 (全員なし)
議 長	続きます。 (2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8)売り渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。 なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局 農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4015から4022まで8件の届出がありました。転用目的の内訳は、公衆用道路・駐車場・通路への転用が各2件ずつ、共同住宅・宅地への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備して

いましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから9ページに記載の通り、番号5032から5051まで20件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が10件、資材置場・宅地造成・店舗への転用が各2件ずつ、駐輪場・宅地・共同住宅・通路への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、10ページから13ページに記載のとおり8件の届出がありました。すべて相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、14ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(6)農地法第5条の規定による許可の取消に関する件については、15ページの記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(7)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻の件については、16ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

次に、(8)売り渡し希望農地一覧ですが、あっせんで成立したものが1件と新規に売り渡しの申出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページに掲載しているものも参考にお渡しいたします。あっせんの掘り起しをよろしくお願ひいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

(郷古雅春委員入室)

(午後2時33分)

議 長

報告事項(2)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

(6)の5条の件は、平成26年に許可を出して5年経って今頃取り消しですが、その間、委員の仕事ですが、農地の管理はどうだったのですか。わかっていたら教えてください。

事務局

現地を確認したところ、去年まで草刈りしていたと思われませんが、今年は草刈りしていない状況です。工事の着工等はしておりませんでした。

菅野則義委員
(8番)

転用届はいつまでに届けばいいのですか。家が建ってからでもいいのですか。

事務局

家を建てる前に出していただくようお願いしています。

議 長

他に、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようです。次に(9)第1回企画検討チーム会議報告について松原企画検討チーム長から、報告願います。

松原菊男企画
検討チーム長

— 説明 —

(9)第1回企画検討チーム会議報告について、説明

議長

(9)第1回企画検討チーム会議報告について、ご質問等はございませんか。
なければ、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時39分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
(1)会長報告を私から報告します。資料3をご覧ください。

会長

(会長報告)

議長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について
佐藤とみ委員から6月7日の第1回市町村農業委員会女性農業委員等研修会の
報告をお願いします。

佐藤とみ委員

— 報告 —

議長

次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(3)事務局からの連絡事項について

- ① 令和元年度農地パトロール(利用状況調査)日程表について
- ② 相談等記録票の様式変更について
- ③ 区域活動票の記入について
- ④ 全国農業新聞の普及推進について
- ⑤ 農業委員会委員募集(欠員補充)結果
- ⑥ 7月～8月の予定表
- ⑦ 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために
- ⑧ 区域活動について(アンケート)
- ⑨ 他市町村農業委員会だより等(農政時流、横浜市、新潟市西区、石巻市)

議長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

司会：主幹兼振
興係長

中野会長職務
代理者

他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第13回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時12分)